

知っておきたい じんけん みんなの**人権**

人権啓発パンフレット
鹿児島市・鹿児島市教育委員会



はじめに

目次

● はじめに	1
● SDGsと人権	2
● さまざまな人権問題	
女性	3
子ども	4
高齢者	5
障害のある人	6
同和問題(部落差別)	7
外国人	8
感染症患者等	9
犯罪被害者等	10
北朝鮮当局による拉致問題等	10
性的少数者	11
インターネット上での人権侵害	12
その他の人権問題	12
● 人権啓発活動の状況	13
● 人権の花運動	14
● 人権擁護委員とは	14
● 人権侵犯事件の事例	15
● あらゆる場における人権教育・啓発	16
人権教育に関する映像教材の案内	16
● 相談窓口の案内	17



「カラフルかごしま」は多様な人権を象徴する鹿児島市のロゴマークです

みなさんは「人権」という言葉にどんな印象をもっているでしょうか。

「大切なものの・重要なものの」でしょうか、「難しいもの」でしょうか。
それとも「自分には関係がないもの」でしょうか。

「人権」とは、

「全ての人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近なもので、大切なものです。

私たちは、誰もが幸せに生きたいと願っています。

同時に、家族や友人などまわりの人々の幸せも願っています。

しかし、私たちのまわりには、さまざまな人権問題があります。

すべての人々が幸せに生きるためにには、私たち一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深め、お互いの個性を尊重し、相手を思いやる心で、豊かな人間関係を築いていかなければなりません。

このパンフレットは、市民一人ひとりの人権が尊重され、生き生きと個性が輝く、人権尊重社会が実現することを願って作成しました。

学校、家庭、地域、職場で広くご活用くださるようお願いいたします。

令和8年1月

鹿児島市・鹿児島市教育委員会



SDGsと人権

SDGs(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2030年までに達成すべき国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsを定める「2030アジェンダ」は、「誰一人取り残さない」を理念に掲げ、全ての人々の人権を実現することが明言されています。

また、17のゴールは、貧困や保健、気候変動等多岐に渡っていますが、人権尊重の考え方がベースにあります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



人権尊重の考えを基本に、経済も環境も持続可能なものにしていく。取り組むのは、世界の国々であり、企業やNPO、NGOであり、私たち自身です。

一人ひとりができることを考え、行動しましょう。

さまざまな
人権問題

女性

男女平等や女性の地位向上のための法制度は整備されてきましたが、依然として「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識が残っており、家庭や職場での様々な男女差別の原因となっています。また、女性に対する暴力も重大な人権侵害です。性別にかかわらず一人ひとりが協力し、対等な社会のパートナーとして責任を分かち合うことが大切です。

01 固定的性別役割分担意識の存在

「男性は仕事、女性は家庭」と性別での役割を決めつけず、仕事も家事育児も協力し責任を分かち合いましょう。

02 職場での格差

- 雇用の機会、仕事の内容、賃金・昇格などに格差が生じています。
- 性別にかかわらず能力を発揮し、安心して働ける環境を作っていくことが必要です。

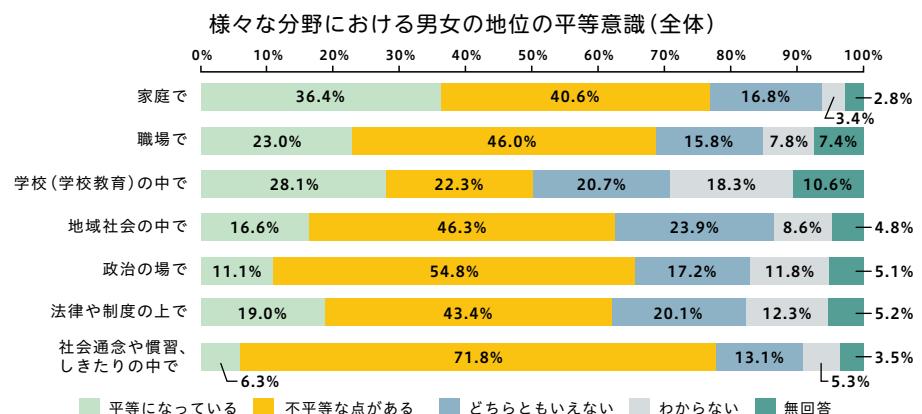
03 配偶者などからのDV セクハラ、ストーカー行為、 性犯罪など

- 背景には女性に対する差別の意識があります。
- 被害を訴えにくことから、問題が潜在化する傾向にあります。
- 暴力を許さない意識の醸成が必要です。

※最近では性被害にあった当事者等が声をあげる#MeToo運動やフラワーデモが行われています。

ジェンダー・ギャップ指数 2025

日本
118位
世界
148か国



■ 平等になっている ■ 不平等な点がある ■ どちらともいえない ■ わからない ■ 無回答

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります

令和2年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査

性別にかかわらず、
誰もが安心して生活し個性と能力を発揮できる社会へ!

子ども

児童虐待、児童買春など子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。また、子どもたちの気持ちを無視したり、大人の意見を子どもに押し付けたりすることも多くみられます。子どもたち一人ひとりの人格を尊重することが大切です。

01 親などによる児童虐待

児童虐待相談件数は増加し続けています。
児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待とは



子どもを守り育てるべき親などが子どもの心や身体を傷つけ、成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のこと。虐待に気づいたら相談窓口に連絡しましょう。

P17: 相談窓口の案内へ >



※鹿児島市受付分及び県中央児童相談所受付の鹿児島市分
(資料:鹿児島市こども家庭支援センター)

02 いじめの問題など

最近ではスマートフォンなどを介することで、いじめが見えにくくなっています。

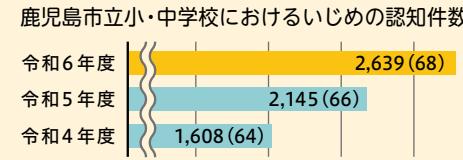
性的被害

性的虐待や児童買春、インターネット等による児童ポルノなど子どもの性的搾取の問題が深刻になっています。

04 子どもの貧困など

親の経済状況などにより、健康で文化的な生活を送れない子どもがいます。

!
子どもは
社会全体で見守りましょう



※()内の数値は、ネットによる誹謗中傷等の件数
(資料:鹿児島市教育委員会児童生徒支援課)

子どもの未来応援条例

鹿児島市では、子どもを社会全体で守り育てるという気運を醸成し、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来にわたり夢や希望をもてるまちの実現を目指し「鹿児島市子どもの未来応援条例」を制定し、令和5年5月5日に施行しました。

詳しくは
こちら



未来を担う子どもたちが夢を描ける社会を!

高齢者

我が国の高齢化は世界でも類を見ない速さで進んでいます。高齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、介護の放棄や身体的虐待、暴言・侮辱などの心理的虐待、財産権の侵害などの問題が生じたりしています。高齢者の豊かな経験や知識を尊重し、社会の重要な一員として、お互いに支え合っていくことが大切です。

01 身体的・心理的虐待

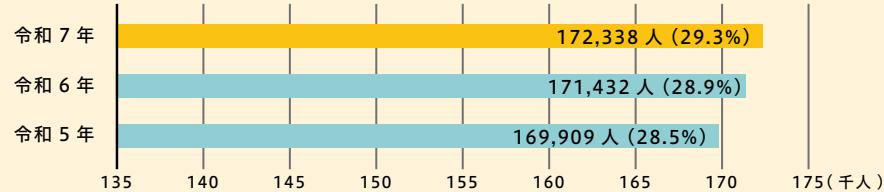


介護負担の重さなどから家族等による高齢者への身体的・心理的虐待が問題となっています。

!
周りの見守りが大切です。



鹿児島市の高齢者人口(満65歳以上)及び総人口に占める割合



高齢者が安心して、いきいきと地域で暮らせる社会をみんなの手で!

障害のある人

障害の原因や症状への理解不足からくる偏見や差別意識、物理的・制度的のバリアフリーの未整備などから、障害のある人々が不利益を被ったり、自立や社会参加を妨げられたりする問題が生じています。共に社会の一員として自立した生活を送ることができる社会を目指して、お互いの人格と個性を尊重し、支え合っていくことが大切です。

01 障害への理解不足



障害の原因や症状への理解不足が障害のある人への偏見や差別意識につながっています。

02 バリアフリーの未整備



施設などのハード面等のバリアフリーの整備だけでなく、私たちの意識の中にある偏見等に対する心のバリアフリーも必要です。

03 職場での不利な扱い



障害のある人が就職や職場で不当な扱いを受けています。障害のある人が能力を活かすためには周囲の理解と配慮等が必要です。

企業は障害のある人の雇用に積極的に取り組みましょう。



平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政機関等や事業者において、「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供をはじめとする、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みが行われています。

※「合理的配慮」の提供については、令和6年4月1日から事業者も義務化

障害のある人もない人も、共に社会の一員として
自立した生活を送ることができる社会を!

同和問題(部落差別)

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に厳しい環境を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。私たちは同和問題を正しく理解し、差別を許さない行動をとることが大切です。

01 就職や結婚差別



同和地区と呼ばれる地域の出身であることを理由に結婚を反対されたり、就職で差別を受けたりする事案が依然として存在しています。

02 インターネット上の差別

インターネット上で、特定の地域を差別する悪質な書き込み等が存在しています。

03 えせ同和行為など

同和問題を口実にして企業・行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為で、同和問題の解消を阻む要因になっています。



えせ同和行為に対しては…

同和問題を口実にして高額な書籍を売りつけるなどのえせ同和行為に対しては、毅然とした態度で断固拒否とともに、関係機関に相談しましょう。

「えせ同和行為対応の手引」を

鹿児島市ホームページ(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>)から、

環境・まちづくり > 人権啓発 > 人権問題 > 同和問題



と進んだページに掲載しています。



平成28年12月には、今なお存在する部落差別を解消する必要性について国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。

同和問題を正しく理解し、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を!

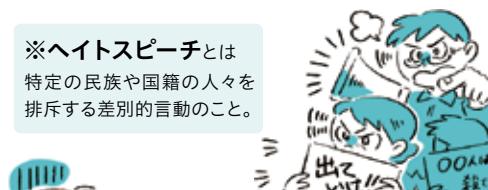
外国人

国際化が進む中で、我が国で生活する外国人は増えてきています。しかし、言語、文化、宗教、生活習慣の違いなどから、外国人をめぐる人権問題が発生しています。他国の文化や習慣などの違いを認め、理解し尊重していくことが大切です。

01 偏見、差別意識の存在

言語、習慣、文化等の違いから、外国人に対して偏見や差別的言動をとることや特定の民族などを攻撃排除しようとするヘイトスピーチ[※]が問題になっています。

※ヘイトスピーチとは
特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のこと。



こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになり、決して許されるものではありません

ヘイトスピーチに関しては平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。

鹿児島市の在留外国人の推移



外国人が安心して働き、生活することができる職場や
地域環境を作りていきましょう!

感染症患者等

HIVやハンセン病などの感染症については、誤った知識や理解不足から、感染者や患者・元患者、その家族が嫌がらせや人権侵害を受けてきました。差別や偏見を取り除くためには、感染症に対する正しい知識と理解を深めることが大切です。

01 今なお残る差別や偏見

感染症に対する誤った知識や理解不足により偏見や差別意識が根強く残っています。

02 アパート等への入居拒否など



外国人という理由でアパートの入居や公衆浴場への入浴を断られるなど生活上での問題が起きています。

03 必要な情報が届かない

日本語が不慣れなため、生活のルールや災害情報等が得られない状況があります。

04 職場での人権問題

外国人であることを理由に就職や賃金の面で差別的扱いを受けるなどの問題が発生しています。

03 ハンセン病患者等の社会復帰

長期間にわたる隔離の結果、患者の高齢化や後遺症などのため、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況があります。

04 新型コロナウイルス感染症

感染拡大に伴い「コロナ差別」「コロナいじめ」と呼ばれる人権問題が発生しました。



! 病気への正しい理解を

HIV感染症

性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。感染してもすぐにエイズを発症するわけではなく、早期発見・早期治療で発症を抑えることができるようになっています。

ハンセン病

感染力が非常に弱く、感染しても発症することはまれで、早期発見・早期治療により完治します。遺伝病ではありません。

ウイルス性肝炎

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気です。肝炎の発症原因により、ウイルス性、薬物性、アルコール性、自己免疫性などの種類がありますが、患者の多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに感染することで発症します。

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染するので、肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷、粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要で、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染する可能性はほとんどありません。

感染症に対する正しい理解を深め、
安心して病気に立ち向かえる社会づくりを!

犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、被害後の無責任なうわさ話や中傷、過剰な報道など様々な二次的被害を受けることがあります。

誰もが犯罪被害者となる可能性があります。犯罪被害者等が社会において平穏な生活を送るために、一人ひとりの正しい理解と思いやりが必要です。



01 周囲の理解不足や報道による プライバシーの侵害など

直接的な被害のほかに無責任なうわさ話や中傷により、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が発生しています。

02 身体的、経済的、精神的負担

ケガや病気などによる医療費の負担、捜査や裁判等における精神的負担が重なるなど様々な問題が生じます。

犯罪被害者等が平穏な生活が送れるように、
思いやりをもって支えていきましょう!

北朝鮮当局による拉致問題等

拉致問題は国民の生命と安全に関わる重大な人権問題です。拉致問題の解決には、市民一人ひとりの声が何よりも強い力となり、拉致被害者や家族の大きな心の支えとなります。拉致問題等についての关心と認識を深めることが大切です。

拉致問題とは

1970～1980年代を中心に多くの日本人が北朝鮮当局に拉致されました。現在17人が「拉致被害者」と認定され、このほかにも拉致された疑いのある「特定失踪者」が多数います。平成14年10月に5人の拉致被害者が帰国ましたが、北朝鮮当局は他の被害者について、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっています。

拉致問題を風化させない

ある日突然連れされ、今も救出を待ち続けている。もし、自分だったら、自分の家族だったら……
被害者やその家族の気持ちに寄り添い
解決に向けて自分にできることを考えましょう。

毎年12月10日～16日は
北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

「絶対に許さない」という市民一人ひとりの声が、拉致被害者等の
大きな支えとなり、解決に向けた強い力となります!

性的少数者*

6色のレインボーカラーは性の多様性を象徴するシンボルカラーとして世界中で使われています。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。一人ひとりに個性があるように、性のあり方も多様であり、性的少数者は決して特別な存在ではありません。性の多様性について正しく理解し、違いを認め合うことが大切です。

*異性愛や戸籍上の性を自認することに違和感がある人などを「性的少数者」と表しています。

01 日常生活での問題

奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しい、社会の無理解や偏見により嫌がらせや侮辱的な言動を受けるなどの問題があります。

02 アウティングの存在



本人の許可なく当人の性的指向・性自認を他人に話してしまうことは、重大な人権侵害です。



性のあり方とは

性のあり方は多様で下記のような要素が複雑に関わり合って(かけ合わせ)、形成されます

からだの性

生まれた時の身体的特徴や染色体などで、割り当てられる性別

こころの性 (性自認)

自分自身が認識している性別

好きになる性 (性的指向)

恋愛感情や性的関心がどんな性別の人に向かうか向かないか

表現する性 (性表現)

服装や言葉遣い、しぐさ等周囲の人から見て性別をどう表現しているか

LGBTとは性的少数者の総称の一つです

性的指向

L レズビアン

同性を好きになる女性

G ゲイ

同性を好きになる男性

B バイセクシュアル

同性も異性も好きになる人

T トランスジェンダー

からだの性とこころの性が一致しない人

SOGIE(ソジー)とはすべての人に関わる多様な性の考え方です

Sexual Orientation(性的指向)、Gender Identity(性自認)とGender Expression(性表現)の頭文字をとったもの。性的少数者だけでなく、全ての人に関わる性のあり方をとらえた言葉です。

令和4年1月スタート

鹿児島市パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことを宣誓した一方又は双方が性的少数者であるお二人に対し、鹿児島市が受領証等を交付するものです。

性の多様性理解促進のためのパンフレット・ポスターも作成しています。



こちらから
ご覧いただけます。



多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる社会を!

インターネット上での人権侵害

インターネット上で発信者の匿名性を悪用して、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現を掲載するなどの人権に関する問題が発生しています。インターネットを利用するときは、モラルやルールはもちろん、画面の向こうにいる人への思いやりをもって使用することが大切です。

01 インターネットの悪用



誹謗中傷や差別を助長するような情報の掲載など、匿名での書き込みが可能なことを悪用した人権侵害が発生しています。

02 プライバシーの侵害

個人のプライバシーに関する情報が掲載される問題があります。

03 子どものネットトラブル

SNS等を利用したいじめや違法ダウンロードなど子どもが加害者や被害者になる事案や犯罪に巻き込まれる事案も発生しています。

**便利で楽しいインターネットですが
間違った使い方をすると危険です！**

モラルやルールを守りましょう

いったんネット上に掲載されると瞬く間に世界中に広がります。自分が掲載した内容で損害賠償を請求されたり、名誉棄損の罪に問われたりすることもあります。



そのひと言、書き込む前によく考えよう！

その他の人権問題

その他にも、

アイヌの人々 **刑を終えて出所した人** **人身取引** **災害時の人権**

など、さまざまな人権問題があります。一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、このような人権問題に対する知識や理解を深めることができます。

**私たちは、身のまわりのことを「人権」という視点から、
もう一度考え直してみる必要があるのではないか**

＼＼人権啓発活動の状況／＼

✓ 8月は人権同和問題啓発強調月間

昭和40年8月11日に国連同和対策審議会において、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について答申が出されたことから、8月を「人権同和問題啓発強調月間」と定めています。

✓ 12月4日～12月10日は人権週間

昭和23年12月10日に国連総会において、「世界人権宣言」が採択されたことから、12月4日～10日を「人権週間」と定めています。



人権啓発パネル展

令和7年11月 場所:志學館大学



市政出前トーク

市政出前トークでは、DVDやパンフレットなどを活用して、啓発活動を行っています。

人権啓発パネルを 制作しました

人権問題に関する啓発パネルを制作しました。

啓発活動の一環として行う人権啓発パネル展で活用しています。

人権啓発パネル展の
様子は、こちらから
ご覧いただけます。



人権の花運動

この運動は、鹿児島市内の小学生を対象とした人権啓発運動で、学校に配布した人権の花「ひまわり」の種子を子どもたちが協力して育てるによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得してもらうことを目的としたものです。



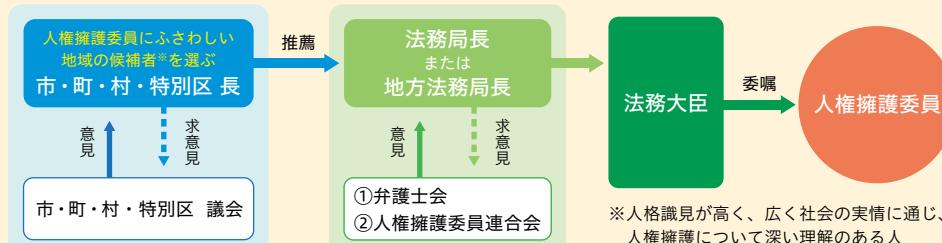
人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考え方を広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。



人権擁護委員の委嘱の流れ



人権擁護委員の日

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民の皆さんとの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

法務省人権擁護局 ホームページより

人権侵犯事件の事例

法務省人権擁護局
「人権侵犯事件」の状況について(概要)より

01 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、暴言を吐かれるなどの虐待を受けているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった。



法務局は、当該児童が通う学校へ情報提供を行うとともに、自治体からの情報提供依頼を受け、必要な情報提供を行った。

当該生徒について要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議が開催され、対応策が協議され、関係機関による当該生徒の支援体制を確立することができた。

02 子から高齢の親に対する暴力

高齢の親から、日常的に子から暴力を受けているとして、相談があった。



法務局は、直ちに、被害者の居住する自治体に情報提供を行い、必要な措置を求めるとともに、被害者と面談した。

被害者は、ショートステイ等の支援が行われ、被害者と子の分離を進めること等によって安全が確保されるとともに、子からの暴力や生活の困窮等といった被害者の状況に関する情報が関係機関の間で共有され、被害者に対する包括的な支援体制を構築することができた。

03 インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、当該被害者になりました投稿がされており、被害者の氏名や顔写真などが掲載されるとともに、被害者が性的マイノリティであると記載されているとして、相談があった。



法務局が調査した結果、当該投稿は、プライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

あらゆる場における人権教育・啓発

市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らしていく社会を実現するためには、学校、家庭、地域、職場など日常生活のあらゆる場において、市民一人ひとりが基本的人権の尊重の精神を育むことが大切です。



学校では

学校において、子どもたちが人権を尊重する精神を身に付けることは、人間形成の基礎を培うためにたいへん重要です。

学校では、それぞれの発達の段階に応じて人権尊重の教育を進めています。

また、家庭や関係機関等と協力して、自分の人権と同様に他人の人権も尊重できる人間に育てることが大切です。



家庭では

家庭は教育の出発点です。家庭は、乳幼児期から豊かな心、自ら学ぶ力、基本的な生活習慣など、人間形成の基礎を育む重要な役割を担っています。

まず保護者自身が、偏見を持たず差別をしない、許さないということを子どもたちに示していくことが何より大切です。



地域では

地域は、人々の生活や活動の拠点であると同時に、交流や助け合いの場となっています。

そこに暮らす人々の生き方や姿勢は互いに影響し合い、人権意識の形成に影響を与えます。町内会などの各種団体が自発的に人権問題について学習しようという気運をつくりあげていくことが大切です。



職場では

人権問題の解決のために、企業に寄せられる期待は非常に大きいものがあります。

企業の社会的責任として、人権の視点を踏まえた企業活動や職場環境づくりを行いましょう。

人権教育に関する映像教材の案内

鹿児島市では、市民の皆様に人権に対する理解を深めていただくため、市内の団体等が研修等にご利用いただけるよう映像教材の貸し出しを行っています。

映像教材に関するお問い合わせ先

鹿児島市教育委員会学校ICT推進センター（鹿児島市教育総合センター5F）

住所：鹿児島市山下町6-1 TEL 227-1925

ホームページアドレス <https://www.keinet.com>

鹿児島市立学校ICT推進センターのホームページの「視聴覚教材検索」で「人権」等と入力して検索できます。

相談窓口の案内

【人権問題全般】差別、嫌がらせ、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメントなど

鹿児島市(面接相談)

相談場所	電話番号	相談日時		
市民相談センター	(直)216-1205 (市民相談センター)	毎月	第1木曜日	13:00～16:00
谷山支所	(直)269-8404 (谷山支所 総務課)	毎月	第3火曜日	13:00～16:00
伊敷支所	(代)229-2111 (伊敷支所 総務市民課)	偶数月	第3金曜日	13:00～16:00
吉野支所	(代)244-7111 (吉野支所 総務市民課)	奇数月	第2木曜日	13:00～16:00
吉田支所 (吉田福祉センター)	(代)294-2211 (吉田支所 総務市民課)	6・9・11・12月 (年4回)	第3水曜日	10:00～15:00
桜島支所 (桜島総務市民課)	(代)293-2345 (桜島支所 桜島総務市民課)		第4木曜日	10:00～15:00
喜入支所	(代)345-1111 (喜入支所 総務市民課)		第2金曜日	10:00～15:00
松元支所	(代)278-2111 (松元支所 総務市民課)		第4水曜日	10:00～15:00
郡山支所	(代)298-2111 (郡山支所 総務市民課)		第1月曜日	10:00～15:00

※相談日については、都合により変更するがありますので、事前にご確認ください。

鹿児島地方法務局(面接または電話相談)

相談先	電話番号	相談日時		
みんなの人権110番	0570-003-110	毎週	月～金曜日	8:30～17:15
こどもの人権110番	0120-007-110			

【女性に関する人権問題】

差別待遇、配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど

鹿児島市(面接または電話相談)

相談場所	電話番号	相談日時		
サンエールかごしま相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	813-0853	毎週	火、木～日曜日	10:00～17:00
			水曜日	10:00～20:00
		祝日		10:00～17:00
家庭こども相談室	216-1262、1263	毎週	月～金曜日	8:45～16:30(面接) 8:30～17:15(電話)
谷山子育て支援課	269-8460			

【子どもの家庭内における人権問題】子どもや家庭に関する一般相談、児童虐待など

鹿児島市(面接または電話相談)

相談場所	電話番号	相談日時		
家庭こども相談室	216-1262、1263	毎週	8:45～16:30(面接)	
			8:30～17:15(電話)	
			8:30～17:15	
谷山子育て支援課	269-8460			

【子どもに関する人権問題】いじめ、不登校など

鹿児島市教育委員会(電話相談)

相談場所	電話番号	相談日時		
教育相談室	226-1345(教育全般) 224-1179(いじめ相談)	毎週	月～金曜日	9:30～20:00
			土曜日	9:00～12:00

※面接相談 (月～金曜日)10:00～16:30 (土曜日)9:00～12:00

※生涯学習プラザ(火～日曜日)9:30～17:00、14地域公民館(月～金曜日)9:00～16:00/(土曜日、東桜島公民館を除く)9:00～12:00でも家庭教育相談を実施しております。

【外国语による人権相談】

法務局(電話相談)

相談場所	電話番号	相談日時		
外国语人権相談 ダイヤル(全国共通)	0570-090911	毎週	月～金曜日	9:00～17:00

【えせ同和行為に関する相談】

相談場所	電話番号
鹿児島地方法務局人権擁護課	219-2170
鹿児島県警察本部組織犯罪対策課	255-0110
鹿児島県弁護士会	226-3765

人権に関する児童・生徒の作品

令和7年度「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」作品コンクール優秀賞より



鹿児島市立星峯中学校
1年 小牧 由央奈



鹿児島市立城南小学校
1年 安樂 心咲

ポスター部門

鹿児島市立鹿児島玉龍高等学校

二年 鶴木 祐輔

その「愉快」
誰かの「辛い」に
なつてない?

鹿児島市立鴨池中学校 三年 谷口 茉凜乃

考えよう
陰口・書き込み
その先を

鹿児島市立広木小学校 三年 住吉 陽葵

いつでも
あなたのみかただよ
母のひとこと
わたしもだれかに

標語部門